

はじめに

ひとり親家庭とは

以下のいずれかに該当する方が、20歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

寡婦とは

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のない状態にある方をいいます。このような寡婦も、母子家庭に準じて福祉の制度を利用できます。



佐賀県子育て応援
キャラクター
さかっぴい

佐賀県の ひとり親家庭の数

平成27年国勢調査によれば佐賀県内のひとり親家庭は10,413世帯です。

ひとり親家庭に該当する方

- ✳️ 配偶者が死亡した方
- ✳️ 配偶者と離婚した方
- ✳️ 配偶者の生死が不明な方
- ✳️ 配偶者から遺棄されている方
- ✳️ 配偶者が心身の障害により働けない方
- ✳️ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- ✳️ 婚姻によらないで母・父となった方

ひとり親家庭および寡婦のみなさんは、生計、育児や家事、仕事や住居など生活上の問題、子どもの教育の問題などをひとりで抱え、社会的にも経済的にも、精神的にも不安定な状態におかれがちです。

そこで、ひとり親家庭および寡婦に対する福祉の制度を分かりやすく紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成しました。

手当額や所得制限額等は、令和5年(2023年)4月現在で把握している額です。年の途中で変更されることがありますので、事前にご確認ください。

皆さんの身近な便利帳として、お役に立てば幸いです。

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター